

広島県調理師等研修資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十七号

広島県調理師等研修資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県調理師等研修資金貸付規則（平成二十六年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（資金の貸付けの決定等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 知事は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、資金を貸し付けること、貸し付ける資金の額等を決定し、その旨を別記様式第四号による通知書により内定者に通知するものとする。</p> <p>4 前項の通知を受けた研修生は、前条の規定による保証人が連署（保証人が法人の場合にあっては、代表者が連署）した別記様式第五号による借用書を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>（資金の返還）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2 研修生は、貸付けを受けた資金について、前項の規定による据置期間経過後一月以内に、貸付けを受けた資金全額を返還しなければならない。ただし、次条第一項の規定により資金の返還を猶予されている研修生が、前項の据置期間が経過した後に、次条第一項各号に掲げる要件を満たさなくなつた場合は、その要件を満たさなくなつたときから一月以内に貸付けを受けた全額を返還しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>3（略）</p> <p>（資金の返還の猶予）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>一 次条第一項第一号に掲げる要件を満たす過程にあるとき。県内の料理店等に就業している期間が八年に達するまでの期間</p> <p>二 次条第一項第一号に掲げる要件を満たすことができない場合であつて、育児、介護</p>	<p>（資金の貸付けの内定等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 別記様式第四号による誓約書</p> <p>三 知事は、前項に掲げる書類の提出を受けたときは、資金を貸し付けること、貸し付ける資金の額等を決定し、その旨を別記様式第五号による通知書により内定者に通知するものとする。</p> <p>（資金の返還）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2 研修生は、貸付けを受けた資金について、前項の規定による据置期間経過後一月以内に、貸付けを受けた資金全額を返還しなければならない。</p> <p>3 第十四条第一項第一号に掲げる要件を満たす過程にあるとき。県内の料理店等に就業している期間が八年に達するまでの期間</p> <p>二 第十四条第一項第一号に掲げる要件を満たすことができない場合であつて、やむを</p>

その他やむを得ない理由があると知事が認めるとき。知事が指定する期間

三・四 (略)

2-5 (略)

(資金の返還の免除)

第十四条 (略)

一 研修課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間（以下「返還免除考慮期間」という。）のうち八年以上、県内の料理店等に就業していたとき。

二 (略)

三 返還免除考慮期間に、県内の料理店等に就業中に当該料理店等の業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のため当該料理店等に就業することができなくなったとき。

2 知事は、研修生が、返還免除考慮期間に死亡し、又は心身の故障のため県内の料理店等に就業することができなくなった場合であつて、前項第三号に該当しないときは、資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

3 知事は、研修生が、返還免除考慮期間に、県内の料理店等に就業しなかつた期間が一年を超える場合であつて、当該超えるまでの期間の内で、県内の料理店等に就業していた期間が四年以上あるときは、資金の返還の債務の一部を免除するものとする。

4-6 (略)

(貸付総額の確定通知)

第十五条 知事は、次の各号のいずれかに該するときは、別記様式第十二号による通知書により貸し付けた資金の総額を研修生及び保証人に通知するものとする。

一 (略)

二 第九条第二項（第十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けの中止の通知を行つたとき。

三 第十一条の規定により研修生が、資金の貸付けを辞退したとき。

得ない理由があると知事が認めるとき。知事が指定する期間

三・四 (略)

2-5 (略)

(資金の返還の免除)

第十四条 (略)

一 研修課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間のうち八年以上、県内の料理店等に就業していたとき。

二 (略)

三 研修課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間に、県内の料理店等に就業中に当該料理店等の業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のため当該料理店等に就業することができなくなったとき。

2 知事は、研修生が、研修課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過する日までの間に死亡し、又は心身の故障のため県内の料理店等に就業することができなくなった場合であつて、前項第三号に該当しないときは、資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

3 知事は、研修課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して九年を経過するまでの間のうちで、県内の料理店等に就業しなかつた期間が一年を超える場合であつて、当該超えるまでに、県内の料理店等に就業していきなくなった期間が四年以上あるときは、資金の返還の債務の一部を免除するものとする。

4-6 (略)

(借用証書の提出)

第十五条 研修生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、別記様式第十二号による借用証書を知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 第九条第二項（第十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けの中止の通知を受けたとき。

三 第十一条の規定により資金の貸付けを辞退したとき。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後

別記様式第1号（第6条関係）

広島県調理師等研修資金貸付申請書

(略)

申 請 者	住 所	(電話 : _____) (携帯電話 : _____) (電子メールアドレス : _____)
(略)		
(略)		
(略)		

注 (略)

改 正 前

別記様式第1号（第6条関係）

広島県調理師等研修資金貸付申請書

(略)

申 請 者	住 所	(TEL : _____)
(略)		
(略)		
(略)		

注 (略)

別記様式第四号及び別記様式第五号を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

広島県調理師等研修資金貸付決定通知書

年　月　日

様

広島県知事

印

年　月　日付けで申請のあった広島県調理師等研修資金の貸付けについては、次のとおり決定しました。

ついては、保証人が連署（保証人が法人の場合にあっては、代表者が連署）した借用書を　　年　月　日までに提出してください。

貸付決定番号	第　　号
貸付月額	円
貸付期間	年　　月分から　　年　　月分まで
貸付総額	円
研修先料理店等	

様式第5号（第8条関係）

広島県調理師等研修資金借用書

収入印紙

年 月 日

広島県知事様

研修生住所
氏名
(TEL)

印

私は、次のとおり広島県調理師等研修資金の貸付けを受けることとなったので、研修生として広島県調理師等研修資金貸付規則に従い、資金の返還の必要が生じたときは、滞りなく返還します。

貸付決定番号	第 号
借用月額	円
借用期間	年 月分から 年 月分まで
借用総額	円

注 借用総額は、借用月額に上記借用期間を乗じて算出した上限額である。

私たちは、研修生と連帶して債務を負担します。

連帯保証人 住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

(TEL)
生年月日
研修生との関係

連帯保証人 住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

(TEL)
生年月日
研修生との関係

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第十二号を次のように改める。

様式第12号（第15条関係）

広島県調理師等研修資金貸付総額確定通知書

年　月　日

様

広島県知事

印

年　月　日付けで貸付決定をした広島県調理師等研修資金の貸付けについて、貸付の（満了、中止、辞退）により貸付総額が確定しました。

研修生	
貸付決定番号	第　　号
貸付月額	金　　円
貸付期間	年　　月分から　　年　　月分まで
貸付総額	金　　円
連帯保証人	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の広島県調理師等研修資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。